

## 核燃料物質の使用等に関する規則等の改正案及び意見公募の実施

令和 5 年 3 月 22 日

原子力規制庁

### 1. 趣旨

本議題は、非該当使用施設<sup>1</sup>の許認可に係る申請において、申請者に保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する説明書等の添付を求めないこととするため、核燃料物質の使用等に関する規則（昭和 32 年総理府令第 84 号。以下「使用規則」という。）及び令第 41 条非該当使用施設等の廃止措置計画の審査基準（原規規発第 2112156 号。以下「審査基準」という。）の改正案並びに意見公募の実施の了承について諮るものである。

### 2. 経緯

令和 4 年度第 50 回原子力規制委員会（令和 4 年 11 月 9 日、参考 1）において、3 条改正に係る許認可における不適合事案を踏まえた改善活動を報告した。その際、改善活動の一つとして非該当使用施設に係る使用変更許可（承認）申請について、保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準として要求する事項が限定的<sup>2</sup>であり、添付書類<sup>3</sup>がなくとも申請書本文をもって適合性を判断できていることから、添付書類四を廃止することを報告した。

### 3. 改正案の内容

非該当使用施設の許認可（使用（変更）許可（承認）、合併分割認可及び廃止措置計画（変更）認可）に係る申請において、保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する説明書等の添付を廃止するよう、別紙 1 のとおり、使用規則を改正する。またこれに併せて別紙 2 のとおり、審査基準を改正する。併せて誤字脱字等の記載の適正化を行う。これらの改正案について、その内容を了承いただきたい。

<sup>1</sup> 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律施行令（昭和 32 年政令 324 号）第 41 条で定める核燃料物質を使用しない使用施設

<sup>2</sup> 原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準に関する規則（令和 2 年原子力規制委員会規則第 2 号）第 54 条において、非該当使用施設の利用者に関する特例が定められており、品質管理に必要な体制として、使用者が個別業務に関する継続的な改善、計画的な実施及び評価並びにこれに関する記録の作成及び管理を実施すること、また、原子力の安全確保の重要性を認識し、原子力の安全がそれ以外の事由により損なわれないようにすることが定められている。

<sup>3</sup> 使用規則第 2 条第 2 項第 4 号の変更後における使用施設等の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する説明書

#### 4. 意見公募の実施

別紙 1、2 の改正案は行政手続法（平成 5 年法律第 88 号）の命令等に該当するため、行政手続法第 39 条第 1 項に基づく意見公募を実施することを了承いただきたい。

実施期間：令和 5 年 3 月 23 日（木）から 4 月 21 日（金）まで（30 日間）

実施方法：電子政府の総合窓口（e-Gov）及び郵送

#### 5. 今後の予定

意見公募実施後、原子力規制委員会へ意見公募結果を報告する。提出意見への考え方の了承、並びに規則改正案及び審査基準改正案の決定の後、改正規則の官報公布日に施行する。

#### 6. 別紙及び参考

別紙 1	核燃料物質の使用等に関する規則の一部を改正する規則（案）
別紙 2	令第 41 条非該当使用施設等の廃止措置計画の審査基準の一部改正について（案）
参考 1	令和 4 年度第 50 回原子力規制委員会資料 2（抜粋）（3 条改正に係る許認可における不適合事案を踏まえた改善活動）
参考 2	使用規則（抜粋）

(案)

○原子力規制委員会規則第 号

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和三十二年法律第百六十六号）第五十条第一項、第五十五条の三第一項、第五十七条の五第二項、第五十七条の五第三項において読み替えて準用する同法第十二条の六第三項、第五十七条の六第二項及び第五十七条の六第四項において読み替えて準用する同法第十二条の七第四項を実施するため、並びに核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律施行令（昭和三十二年政令第三百二十四号）第三十八条第二項の規定に基づき、核燃料物質の使用等に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和 年 月 日

原子力規制委員会委員長 山中 伸介

核燃料物質の使用等に関する規則の一部を改正する規則

核燃料物質の使用等に関する規則（昭和三十二年総理府令第八十四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、当該対象規定全体を改正後欄に掲げるもののように改め、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを新たに追加する。

	改 正 後	改 正 前
	<p>（核燃料物質の使用の許可の申請）</p> <p>第一条の二（略）</p> <p>2 前項の申請書に添付すべき核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律施行令（昭和三十二年政令第三百二十四号。以下「令」という。）第三十八条第二項の原子力規制委員会規則で定める書類は、次の各号に掲げるとおりとする。ただし、<u>第二号及び第四号に掲げる書類は、令第四十一条各号に掲げる核燃料物質を使用する場合に限り、添付するものとする。</u></p> <p>一〜六（略）</p>	<p>（核燃料物質の使用の許可の申請）</p> <p>第一条の二（略）</p> <p>2 前項の申請書に添付すべき核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律施行令（昭和三十二年政令第三百二十四号。以下「令」という。）第三十八条第二項の原子力規制委員会規則で定める書類は、次の各号に掲げるとおりとする。ただし、<u>第二号に掲げる書類は、令第四十一条各号に掲げる核燃料物質を使用する場合に限り、添付するものとする。</u></p> <p>一〜六（略）</p>
3・4（略）		3・4（略）

(変更の許可の申請)

第二条 (略)

2 法第五十二条第二項第二号、第三号又は第七号から第十号までに掲げる事項の変更に係る令第四十条の許可の申請書には、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。ただし、第二号及び第四号に掲げる書類は、令第四十一条各号に掲げる核燃料物質を使用する場合に限り、添付するものとする。

一〜四 (略)

3 (略)

(合併及び分割の認可の申請)

第二条の十 法第五十五条の三第一項の合併又は分割の認可を受けようとする者は、別記様式第一による申請書に、次の各号に掲げる書類を添付して、原子力規制委員会に提出しなければならない。ただし、第六号に掲げる書類は、令第四十一条各号に掲げる核燃料物質を使用する場合に限り、添付するものとする。

一〜七 (略)

2 (略)

(廃止措置計画の認可の申請)

第六条の三 (略)

(変更の許可の申請)

第二条 (略)

2 法第五十二条第二項第二号、第三号又は第七号から第十号までに掲げる事項の変更に係る令第四十条の許可の申請書には、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。ただし、第二号に掲げる書類は、令第四十一条各号に掲げる核燃料物質を使用する場合に限り、添付するものとする。

一〜四 (略)

3 (略)

(合併及び分割の認可の申請)

第二条の十 法第五十五条の三第一項の合併又は分割の認可を受けようとする者は、別記様式第一による申請書に、次の各号に掲げる書類を添付して、原子力規制委員会に提出しなければならない。ただし、一

一〜七 (略)

2 (略)

(廃止措置計画の認可の申請)

第六条の三 (略)

2 前項の申請書には、次の各号に掲げる書類又は図面を添付しなければならない。ただし、第一号、第四号、第五号、第八号及び第十号に掲げる書類については令第四十一条各号に掲げる核燃料物質の使用をしていた場合に限り、第二号に掲げる書類については当該核燃料物質の使用をしていない場合を除き、添付するものとする。

一〇九 (略)

十 廃止措置に係る品質マネジメントシステムに関する説明書

十一 (略)

3 (略)

(廃止措置計画の変更の認可の申請)

第六条の三の二 (略)

2 前項の申請書には、前条第二項第三号から第十一号までに掲げる事項の変更に伴う同条第二項各号に掲げる書類又は図面の変更について、説明した資料を添付しなければならない。ただし、同条第二項第一号、第四号、第五号、第八号及び第十号に掲げる書類については令第四十一条各号に掲げる核燃料物質の使用をしていた場合に限り、同条第二項第二号に掲げる書類については当該核燃料物質の使用をしていない場合を除き、添付するものとする。

2 前項の申請書には、次の各号に掲げる書類又は図面を添付しなければならない。ただし、第一号、第四号、第五号及び第八号に掲げる書類については令第四十一条各号に掲げる核燃料物質の使用をしていた場合に限り、第二号に掲げる書類については当該核燃料物質の使用をしていない場合を除き、添付するものとする。

一〇九 (略)

十 廃止措置に係る品質マネジメントシステム(令第四十一条各号に掲げる核燃料物質を使用しない者にあつては、品質管理基準規則第五十四条第一項第一号に定める措置)に関する説明書

十一 (略)

3 (略)

(廃止措置計画の変更の認可の申請)

第六条の三の二 (略)

2 前項の申請書には前条第二項各号に掲げる事項のうち変更に係るものについて説明した資料を添付しなければならない。

3 (略)

(許可の取消し等に伴う措置)  
第六条の八 (略)

2 前項の場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

(略)	(略)	(略)
第六条の三の二第二項	前条第一項第三号から第十一号まで	第六条の八第一項において準用する前条第一項第三号から第十一号まで
(略)	(略)	(略)

3 (略)

(許可の取消し等に伴う措置)  
第六条の八 (略)

2 前項の場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

(略)	(略)	(略)
第六条の三の二第二項	前条第二項各号	第六条の八第一項において準用する前条第二項各号
(略)	(略)	(略)

合併（分割）認可申請書

年 月 日

原子力規制委員会 殿

名 称  
代表者の氏名（注1）

名 称  
代表者の氏名（注1）

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第55条の3第1項の規定により、次のとおり法人の合併（分割）の認可を受けたいので申請します。

(注1) 合併又は分割する法人	名 称		
	代表者の氏名		
	住 所		
(注1) 合併又は分割する法人	名 称		
	代表者の氏名		
	住 所		
(注2) 所及び使用の場所 地位の承継に係る工場又は事業	工場又は 事業所	名 称	承継前
			承継後
	所在地	郵便番号（ ）	
		都 道 府 県  電話番号  （ ）	
使用の場所			

合併（分割）認可申請書

年 月 日

原子力規制委員会 殿

名 称  
代表者の氏名（注1）

名 称  
代表者の氏名（注1）

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第55条の3第1項の規定により、次のとおり法人の合併（分割）の認可を受けたいので申請します。

(注1) 合併又は分割する法人	名 称		
	代表者の氏名		
	住 所		
(注1) 合併又は分割する法人	名 称		
	代表者の氏名		
	住 所		
(注2) 所及び使用の場所 地位の承継に係る工場又は事業	工場又は 事業所	名 称	承継前
			承継後
	所在地	郵便番号（ ）	
		都 道 府 県  電話番号  （ ）	
使用の場所			

質によつて汚染された物を一体として承継する法人 又は分割により使用施設等並びに核燃料物質及び核燃料物 合併後存続する法人若しくは合併によつて設立される法人	名 称	
	代表者の氏名	
	住 所	郵便番号 ( )  都 道 府 県  電話番号 ( )
合併又は分割の方法及び条件 (注3)		
合併又は分割の理由		
合併又は分割の時期		年 月 日

質によつて汚染された物を一体として承継する法人 又は分割により使用施設等並びに核燃料物質及び核燃料物 合併後存続する法人若しくは合併によつて設立される法人	名 称	
	代表者の氏名	
	住 所	郵便番号 ( )  都 道 府 県  電話番号 ( )
合併又は分割の方法及び条件 (注4)		
合併又は分割の理由		
合併又は分割の時期		年 月 日

使用施設等の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関するこ	
<p>注 1 新設分割の場合は、新設分割を行おうとする者のみ記載すること。</p> <p>2 「地位の承継に係る工場又は事業所及び使用の場所」 地位の承継に係る工場又は事業所及び使用の場所を全て記載すること。</p> <p>3 「合併又は分割の方法及び条件」 吸収合併、新設合併、吸収分割、新設分割の区分及び合併又は分割の条件を記載すること。なお、合併又は分割の条件については、合併後存続する法人若しくは合併によつて設立される法人又は分割により使用施設等並びに核燃料物質及び核燃料物質によつて汚染された物を一体として承継する法人において、核燃料物質が平和の目的以外に利用されるおそれがないこと及び核燃料物質の使用を適確に行うに足りる技術的能力があることを確認できるよう、核燃料物質の使用の目的及び方法並びに使用済燃料の処分の方法に変更がないこと並びに核燃料物質の使用に必要な技術的能力について記載すること。</p> <p>備考 1 本様式は、日本産業規格 A 4 版とすること。</p> <p>2 この申請書の提出部数は正本 1 通とすること。</p> <p>3 この申請書には、核燃料物質の使用等に関する規則第 2 条の 10 第 1 項に規定する書類を、それらの書類の一覧とともに添えること。</p> <p>4 様式中に記載しきれないときは、「別紙のとおり」と記載し、別紙を用いても構わない。</p>	

使用施設等の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関するこ	
<p>注 1 新設分割の場合は、新設分割を行おうとする者のみ記載すること。</p> <p>2 「地位の承継に係る工場又は事業所及び使用の場所」 地位の承継に係る工場又は事業所及び使用の場所を全て記載すること。</p> <p>3 「合併又は分割の方法及び条件」 吸収合併、新設合併、吸収分割、新設分割の区分及び合併又は分割の条件を記載すること。なお、合併又は分割の条件については、合併後存続する法人若しくは合併によつて設立される法人又は分割により使用施設等並びに核燃料物質及び核燃料物質によつて汚染された物を一体として承継する法人において、核燃料物質が平和の目的以外に利用されるおそれがないこと及び核燃料物質の使用を適確に行うに足りる技術的能力があることを確認できるよう、核燃料物質の使用の目的及び方法並びに使用済燃料の処分の方法に変更がないこと並びに核燃料物質の使用に必要な技術的能力について記載すること。</p> <p>備考 1 本様式は、日本産業規格 A 4 版とすること。</p> <p>2 この申請書の提出部数は正本 1 通とすること。</p> <p>3 この申請書には、核燃料物質の使用等に関する規則第 2 条の 10 第 1 項に規定する書類を、それらの書類の一覧とともに添えること。</p> <p>4 様式中に記載しきれないときは、「別紙のとおり」と記載し、別紙を用いても構わない。</p>	

## 附 則

この規則は、公布の日から施行する。

(案)

改正 令和 年 月 日 原規規発第 号 原子力規制委員会決定

年 月 日

原子力規制委員会

令第41条非該当使用施設等の廃止措置計画の審査基準の一部改正について

令第41条非該当使用施設等の廃止措置計画の審査基準（原規規発第2112156号）の一部を、別表により改正する。

附 則

この規程は、核燃料物質の使用等に関する規則の一部を改正する規則（令和5年原子力規制委員会第〇号）の施行の日（令和 年 月 日）から施行する。

改正後	改正前
<p>III. 審査の基準</p> <p>1. (略)</p> <p>2. (略)</p> <p>3. 申請書に添付する書類の記載事項に対する審査基準            令第41条非該当使用施設等の廃止措置計画に係る申請書には、<u>使用規則第6条の3第2項</u>で定める以下の書類又は図面を添付することが求められている。            (1)～(5) (略)            (削る)</p> <p>以下、令第41条非該当使用施設等の廃止措置計画に係る申請書の添付書類について、その記載事項ごとに審査における確認内容を示す。</p> <p>(1)～(5) (略)            (削る)</p>	<p>III. 審査の基準</p> <p>1. (略)</p> <p>2. (略)</p> <p>3. 申請書に添付する書類の記載事項に対する審査基準            令第41条非該当使用施設等の廃止措置計画に係る申請書には、<u>使用規則第6条の3第2項</u>で定める以下の書類又は図面を添付することが求められている。            (1)～(5) (略)  <u>(6) 廃止措置に係る品質管理（継続的改善）に関する説明書</u></p> <p>以下、令第41条非該当使用施設等の廃止措置計画に係る申請書の添付書類について、その記載事項ごとに審査における確認内容を示す。</p> <p>(1)～(5) (略)  <u>(6) 廃止措置に係る品質管理（継続的改善）に関する説明書</u>  <u>・使用規則第6条の3第2項第10号</u>  <u>個別業務に関し、継続的な改善を計画的に実施し、評価していることについて、以下の事項が示されていること。</u>  <u>1) 原子力の安全確保を目的としていること。</u>  <u>2) 廃止措置対象施設における保安活動を適用範囲としていること。</u>  <u>3) 廃止措置期間中における個別業務について、改善策を立て、実施し、その結果を評価して必要があれば更なる改善を行うことを実施内容としていること。</u></p>

	<p><u>なお、廃止措置期間中においても、許可を受けたところにより同号に定める措置を講ずる場合は、その旨が示されていればよい。</u></p>
--	--

### 3 条改正に係る許認可における不適合事案を踏まえた改善活動

令和4年11月9日

原子力規制庁

#### 1. 趣旨

本議題は、令和3年度第75回原子力規制委員会（令和4年3月30日）において報告した3条改正<sup>※1</sup>に係る許認可における不適合事案<sup>※2</sup>を踏まえ、本件を所管する部門<sup>※3</sup>を中心とした改善活動について報告するものである。

#### 2. これまでに実施した改善活動

##### (1) 審査官の共通認識の醸成

当該不備事案の原因の一つとして、3条改正の改正趣旨や新たに追加となった要求事項及び経過措置期間の手續に関し、本件を所管する部門の審査官の理解に差があったことが挙げられる。

そのため、当該不備事案の原因となった経過措置等について、原子力規制庁内で職員を対象に企画された法令に関する研修に積極的に参加し、部門内で当該研修資料を共有することにより、審査官の共通認識化を図った。

また、審査の実例を通じ、炉規法<sup>※4</sup>及び関係規則の要求事項に対する理解を向上させることを目的として、本年4月以降、炉規法及び関係規則の要求事項に対する審査官の理解を深めるため、部門横断的に審査実例を題材とした勉強会の実施、及び部門内では全ての審査案件を対象に、担当した審査官に加え複数の審査官が、審査書を互いにレビューし合い、審査におけるポイント等を共有し議論する会議の場を設けることによって、審査官の共通認識化を図った。

##### (2) マニュアルの整備

審査実務における漏れや誤りが生じないように、必要な手續及び手順を明確化する

※1 原子力利用における安全対策の強化のための核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律等の一部を改正する法律（平成29年法律第15号）第3条による改正（令和2年4月1日施行）。原子力施設に対して、保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備を追加要求したものの。

※2 試験研究用等原子炉施設、使用施設に係る申請書において、3条改正の施行に伴い、添付を要求することとした保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する説明書や許可整合性に係る説明書の添付漏れがあったにも関わらず許認可処分してしまった事案。また、試験研究用等原子炉施設、研究開発段階発電用原子炉施設及び使用施設の申請書に対して、3条改正の施行に伴い、改正後の基準で審査すべきところ、改正前の基準で認可してしまった事案。

※3 原子力規制庁原子力規制部審査グループ研究炉等審査部門（試験研究用等原子炉施設、研究開発段階発電用原子炉、使用施設等を担当）

※4 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和32年法律第166号）

観点から、申請接受から処分までの流れを表した業務プロセス及びその流れの中で発生する各種必要な手続と確認すべき事項をまとめた合計 45 件のチェックリストを内容とするマニュアルを整備し、本年 7 月以降、審査実務における運用を開始した。（一例は別紙 1 のとおり。）

### （３）申請者への 3 条改正に係る遵守事項の周知

当該不備事案と同様の事案が起こらないように、部門が所管する申請者に対し事案の概要を説明するとともに、3 条改正によって追加要求となった遵守事項を改めて周知し、手続の徹底を図った。

### （４）審査における運用の精査

令和 3 年度第 75 回原子力規制委員会（令和 4 年 3 月 30 日）における申請書に形式的なことを求め過ぎていないかという指摘を踏まえ、これまでの審査における運用を精査し、以下の課題を特定した。

#### ① 試験研究用等原子炉

- ・試験研究用等原子炉に係る設置変更許可（承認）申請における添付書類十一※<sup>5</sup>については、ここに記載を求める内容の明確化が必要。

#### ② 使用施設

- ・炉規法施行令※<sup>6</sup>第 4 1 条該当使用施設に係る使用変更許可（承認）申請における添付書類四※<sup>7</sup>については、ここに記載を求める内容の明確化が必要。
- ・炉規法施行令第 4 1 条非該当使用施設（以下「非該当施設」という。）に係る使用変更許可（承認）申請における添付書類四の記載内容については、保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準として要求する事項が限定的※<sup>8</sup>であることから、実態として添付書類四がなくとも申請書本文の記載事項をもって、適合性を判断できている。

## 3. 申請者が抱える課題の聴取

### （１）申請者からの意見

3 条改正に係る許認可にとどまらず、申請者が抱えている審査対応上の課題を聴

※<sup>5</sup> 変更後における試験研究用等原子炉施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する説明書

※<sup>6</sup> 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律施行令（昭和 32 年政令第 324 号）

※<sup>7</sup> 変更後における使用施設等の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する説明書

※<sup>8</sup> 原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準に関する規則（令和 2 年原子力規制委員会規則第 2 号）第 5 4 条において、非該当施設の利用者に関する特例が定められており、品質管理に必要な体制として、使用者が個別業務に関する継続的な改善、計画的な実施及び評価並びにこれに関する記録の作成及び管理を実施すること、また、原子力の安全確保の重要性を認識し、原子力の安全がそれ以外の事由により損なわれないようにすることが定められている。

取することを目的に、試験研究用等原子炉設置者等<sup>※9</sup>との意見交換会を本年6月27日に実施した。なお、核燃料物質の使用者は、対象となる申請者の数が多く、使用の形態も様々であることから、意見交換会に代えてアンケートを実施し、寄せられた意見に対して回答する説明会を本年7月4日に実施した。

意見交換会及びアンケートに寄せられた意見の概要は以下のとおり。

① 意見交換会での意見

- ・ 試験研究用等原子炉に係る長期施設管理方針<sup>※10</sup>について、当該方針の対象期間等を保安規定の中でどのように明確にすべきか相談させてほしい。
- ・ 試験研究用等原子炉に係る長期施設管理方針に関連して、保安規定審査基準<sup>※11</sup>では「技術評価書」を添付することを求めているが、試験炉規則<sup>※12</sup>上、保安規定変更認可申請における技術評価書の位置付けが明らかでない。技術評価書は、申請とは別途、参考資料として提出するということによいか。
- ・ 試験研究用等原子炉に係る設置変更許可（承認）申請における添付書類十一については、具体的にどのような内容を記載すればよいかで悩んでいる。実用炉の記載も参考にしようとするが、かなり詳しく書かれているので、どの程度の内容を記載すべきかを相談させてほしい。

② アンケートでの意見

- ・ 使用施設の関係法令等について、要求事項が分かりづらく、申請書に記載すべき事項も分かりづらい。
  - 申請書を作成する際に、参考となる資料や申請書の見本を示してほしい。
  - 申請書のどの項目に何を記載すべきなのかが分からないので、過去の事例、記載例、解説等を示してほしい。
  - 略語が多く、用語が分かりづらい。
- ・ 使用施設、貯蔵施設又は廃棄施設（以下「使用施設等」という。）の一部廃止について、申請書にどのような説明を記載すれば良いのかが分からない。
- ・ 使用施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制について、申請書及び添付書類の記載例を示してほしい。
- ・ 核燃料物質の使用に関する窓口や手続きが分かりにくい。

（本年6月27日の意見交換会の説明資料は別紙2、結果は別紙3、本年7月4日

※9 試験研究用等原子炉設置者、研究開発段階発電用原子炉設置者、東海再処理事業者、廃棄物管理事業者、廃棄物埋設事業者、クリアランス申請者

※10 施設の保全に関し、運転を開始した日以後三十年を経過する日までに、経年劣化に関する技術的な評価を行い、この評価の結果に基づき、十年間に実施すべき施設についての施設管理に関する方針

※11 試験研究の用に供する原子炉等における保安規定の審査基準（原規研発第1311273号（平成25年11月27日原子力規制委員会決定））

※12 試験研究の用に供する原子炉等の設置、運転等に関する規則（昭和32年総理府令第83号）

の説明会の説明資料及びアンケートの結果は別紙４のとおり。)

## (2) 審査における運用の精査

(1) での申請者からの意見を踏まえ、これまでの審査の運用を精査し、以下の課題を特定した。

### ① 試験研究用等原子炉

- ・試験研究用等原子炉に係る保安規定における長期施設管理方針については、当該方針の対象期間等、記載を求める内容の明確化が必要。

### ② 使用施設

- ・申請書に記載すべき事項については、核燃料物質の使用の形態がケースバイケースであり、審査官が法令の要求事項への適合性を判断する際、その根拠について共通認識化が明確に図れていなかったため、使用規則<sup>※13</sup>が要求する内容の明確化が必要。
- ・使用施設等の一部廃止に関する手続について、関係法令及び内規において明確にされていないため、明確化が必要。

## 4. 今後の改善活動

### (1) 審査における運用上の課題に対する改善活動

今後、2.(4)及び3.(2)で挙げられた審査における運用上の課題に対する改善活動として、今後、審査を合理的に進めるに当たって、以下のような対応を継続的に実施することとする。

#### ① 試験研究用等原子炉に関する対応

申請者に対して、試験炉規則第2条第2項第11号に規定する添付書類十一の記載内容及び試験炉規則第15条第1項第17号に規定する長期施設管理方針の記載内容をまとめた事例集を整備し、公開するとともに、これらの内容を意見交換会で周知することで運用の改善を図る。

また、保安規定審査基準における試験炉規則第15条第1項第17号に規定する技術評価書の位置付け等、試験炉規則等が要求する内容について、意見交換会での周知を図る。

さらに、審査官の判断基準の共通認識化を図るため、取りまとめた事例集の内容は「試験研究用等原子炉施設に関する審査業務の流れについて」に反映し、公開する。

#### ② 使用施設に関する対応

核燃料物質の使用者（特に、非該当施設の利用者）に対して、申請手続に関する理解促進のため、これまでの審査実績をもとに、以下の内容をまとめた事例集

※13 核燃料物質の使用等に関する規則（昭和32年総理府令第84号）

を整備し、公開するとともに、その内容を意見交換会で周知することで運用の改善を図る。

- ・核燃料物質の使用に関する法令及び用語の解説
- ・申請等の手続に関する QA 集
- ・炉規法第 5 2 条第 2 項に規定する申請書の記載事項に関する記載事例及び留意事項
- ・使用許可基準規則<sup>※14</sup>に規定する要求事項（閉じ込め、遮蔽等）に関する具体的な判断事例
- ・使用規則第 2 条第 2 項第 4 号に規定する添付書類四の記載事例

また、審査官の判断基準の共通認識化を図るため、取りまとめた事例集の内容は「核燃料物質の使用の申請等に関する審査業務の流れについて」に反映し、公開する。

なお、使用施設等の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関しては、非該当施設に係る使用変更許可（承認）申請における添付書類四を廃止することや申請書及び添付書類の記載事例を示すこと等の具体的な改善策を検討することとしたい。

また、使用施設等の一部廃止に関する手続については、必要な記載内容の明確化に加え、使用施設等の廃止措置制度に関する検討等も含め、適切に運用できるよう検討していくこととしたい。

## （２）実施済みの改善活動の継続

今後も、原子力規制庁内での法令に関する研修への参加の継続と審査事例を通じた炉規法及び関係規則の要求事項に対する審査官の共通認識化を図るため、全ての審査案件を対象としたレビューし合う会議等の実施を継続していく。

また、申請者との意見交換会や申請者への説明会等については、今後も定期的を実施していくことで、申請者が抱えている課題を聴取するとともに、審査の合理化を目指し、継続的な改善を図っていくこととする。

別紙 1：原子力規制庁原子力規制部審査グループ研究炉等審査部門における業務プロセスとチェックリストの一例

別紙 2：令和 4 年 6 月 27 日被規制者との意見交換会資料

別紙 3：令和 4 年 6 月 27 日被規制者との意見交換会の結果

別紙 4：令和 4 年 7 月 4 日使用者への説明会資料及びアンケートの結果

<sup>※14</sup> 使用施設等の位置、構造及び設備の基準に関する規則（平成 25 年原子力規制委員会規則第 34 号）

○核燃料物質の使用等に関する規則（抜粋）

（昭和三十二年十二月九日）

（総理府令第八十四号）

（核燃料物質の使用の許可の申請）

第一条の二 法第五十二条第二項の核燃料物質の使用の許可の申請書の記載については、次の各号によるものとする。

- 一 法第五十二条第二項第五号の予定使用期間及び年間予定使用量については、核燃料物質の種類ごとに記載すること。
  - 二 法第五十二条第二項第六号の使用済燃料の処分の方法については、その売渡し、貸付け、返還等の相手方及びその方法又はその廃棄の方法を記載すること。
  - 三 法第五十二条第二項第十号の使用施設等の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する事項については、保安活動の計画、実施、評価及び改善に関する事項を記載すること。
- 2 前項の申請書に添付すべき核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律施行令（昭和三十二年政令第三百二十四号。以下「令」という。）第三十八条第二項の原子力規制委員会規則で定める書類は、次の各号に掲げるとおりとする。ただし、第二号に掲げる書類は、令第四十一条各号に掲げる核燃料物質を使用する場合に限り、添付するものとする。
- 一 法第五十三条第二号に規定する使用施設等の位置、構造及び設備の基準に対する適合性に関する説明書（次号に掲げるものを除く。）
  - 二 使用施設等の操作上の過失、機械又は装置の故障、地震、火災、爆発等があつた場合に発生すると

想定される事故(多量の放射性物質等を放出する事故を含む。第二条第二項第二号において同じ。)の種類及び程度並びにこれらの原因又は事故に應ずる災害防止の措置に関する説明書

三 核燃料物質の使用に必要な技術的能力に関する説明書

四 使用施設等の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する説明書

五 法人にあつては、役員の氏名及び履歴並びに登記事項証明書

六 法第五十二条第一項の許可を受けようとする者(法人にあつては、その業務を行う役員)に係る精神の機能の障害に関する医師の診断書

3 第一項の申請書の提出部数は、正本及び写し各一通とする。

4 法第五十二条第一項の許可を受けようとする者が法人である場合であつて、原子力規制委員会がその役員の職務内容から判断して業務に支障がないと認めるときは、第二項第六号に掲げる診断書に代えて当該役員が法第五十四条第三号に該当しないことを疎明する書類を提出することができる。

#### (変更の許可の申請)

第二条 令第四十条の変更の許可の申請書に記載すべき事項中第三号の変更の内容については、法第五十二条第二項第六号の使用済燃料の処分の方法の変更に係る場合にあつてはその売渡し、貸付け、返還等の相手方及びその方法又はその廃棄の方法を記載し、同項第十号の使用施設等の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する事項の変更に係る場合にあつては第一条の二第一項第二号に規定する事項を記載するものとする。

2 法第五十二条第二項第二号、第三号又は第七号から第十号までに掲げる事項の変更に係る令第四十条の許可の申請書には、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。ただし、第二号に掲げる書

類は、令第四十一条各号に掲げる核燃料物質を使用する場合に限り、添付するものとする。

一 変更後における法第五十三条第二号に規定する使用施設等の位置、構造及び設備の基準に対する適合性に関する説明書(次号に掲げるものを除く。)

二 変更後における使用施設等の操作上の過失、機械又は装置の故障、地震、火災、爆発等があつた場合に発生すると想定される事故の種類及び程度並びにこれらの原因又は事故に應ずる災害防止の措置に関する説明書

三 変更に係る核燃料物質の使用に必要な技術的能力に関する説明書

四 変更後における使用施設等の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する説明書

3 第一項の申請書の提出部数は、正本及び写し一通とする。

(合併及び分割の認可の申請)

第二条の十 法第五十五条の三第一項の合併又は分割の認可を受けようとする者は、別記様式第一による申請書に、次の各号に掲げる書類を添付して、原子力規制委員会に提出しなければならない。

一 合併契約書又は分割契約書(新設分割の場合にあつては、分割計画書)の写し

二 合併後存続する法人又は吸収分割により使用施設等並びに核燃料物質及び核燃料物質によつて汚染された物を一体として承継する法人が現に使用者でない場合にあつては、その法人の登記事項証明書

三 前号に規定する法人が現に行つている事業の概要に関する説明書

四 合併後存続する法人若しくは合併によつて設立される法人又は分割により使用施設等並びに核燃料物質及び核燃料物質によつて汚染された物を一体として承継する法人の役員となるべき者の氏名及び

履歴

五 前号に規定する法人が法第五十四条第一号、第二号及び第四号のいずれにも該当しないことを誓約する書面

六 使用施設等の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する説明書

七 その他原子力規制委員会が必要と認める事項を記載した書類

2 第一項の申請書の提出部数は、正本一通とする。

(廃止措置計画の認可の申請)

第六条の三 法第五十七条の五第二項の規定により廃止措置計画の認可を受けようとする者は、次の各号に掲げる事項について廃止措置計画を定め、これを記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。

- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
- 二 工場又は事業所の名称及び所在地
- 三 廃止措置対象施設及びその敷地
- 四 前号の施設のうち解体の対象となる施設及びその解体の方法
- 五 性能維持施設
- 六 性能維持施設の位置、構造及び設備並びにその性能並びにその性能を維持すべき期間
- 七 核燃料物質の管理及び譲渡し
- 八 核燃料物質による汚染の除去
- 九 核燃料物質等の廃棄
- 十 廃止措置の工程

十一 廃止措置に係る品質マネジメントシステム(令第四十一条各号に掲げる核燃料物質を使用しない者にあつては、品質管理基準規則第五十四条第一項第一号に定める措置)

2 前項の申請書には、次の各号に掲げる書類又は図面を添付しなければならない。ただし、第一号、第四号、第五号及び第八号に掲げる書類については令第四十一条各号に掲げる核燃料物質の使用をしていた場合に限り、第二号に掲げる書類については当該核燃料物質の使用をしていた場合を除き、添付するものとする。

一 既に核燃料物質(使用施設を通常の方法により操作した後回収されることなく滞留することとなる核燃料物質及び使用施設を構成する核燃料物質を除く。第六条の五第一号において同じ。)を使用施設から取り出していることを明らかにする資料

二 既に使用施設における核燃料物質の使用が終了していることを明らかにする資料

三 廃止措置対象施設の敷地に係る図面及び廃止措置に係る工事作業区域図

四 廃止措置に伴う放射線被ばくの管理に関する説明書

五 廃止措置中の過失、機械又は装置の故障、地震、火災等があつた場合に発生することが想定される事故の種類、程度、影響等に関する説明書

六 核燃料物質による汚染の分布とその評価方法に関する説明書

七 性能維持施設及びその性能並びにその性能を維持すべき期間に関する説明書

八 廃止措置に要する費用の見積り及びその資金の調達計画に関する説明書

九 廃止措置の実施体制に関する説明書

十 廃止措置に係る品質マネジメントシステム(令第四十一条各号に掲げる核燃料物質を使用しない者にあつては、品質管理基準規則第五十四条第一項第一号に定める措置)に関する説明書

- 十一 前各号に掲げるもののほか、原子力規制委員会が必要と認める書類又は図面
- 3 第一項の申請書の提出部数は、正本及び写し各一通とする。

(廃止措置計画の変更の認可の申請)

第六条の三の二 法第五十七条の五第三項において読み替えて準用する法第十二条の六第三項の認可を受けようとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。

- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
  - 二 工場又は事業所の名称及び所在地
  - 三 変更に係る前条第一項第三号から第十一号までに掲げる事項
  - 四 変更の理由
- 2 前項の申請書には前条第二項各号に掲げる事項のうち変更に係るものについて説明した資料を添付しなければならない。
- 3 第一項の申請書の提出部数は、正本及び写し各一通とする。

(許可の取消し等に伴う措置)

第六条の八 第六条の三から前条までの規定は、旧使用者等の廃止措置について準用する。

2 前項の場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第六条の三第一項

法第五十七条の五第二項

法第五十七条の六第二項

第六条の三の二第二項	法第五十七条の五第三項において読み替えて準用する法第十二条の六第三項	法第五十七条の六第四項において読み替えて準用する法第十二条の七第四項
第六条の三の二第二項	前条第二項各号	第六条の八第一項において準用する前条第二項各号
第六条の四第一項	法第五十七条の五第三項において準用する法第十二条の六第三項ただし書	法第五十七条の六第四項において準用する法第十二条の七第四項ただし書
第六条の五	法第五十七条の五第三項において読み替えて準用する法第十二条の六第四項	法第五十七条の六第四項において読み替えて準用する法第十二条の七第五項
第六条の六第一項及び第六条の七	法第五十七条の五第三項において準用する法第十二条の六第八項	法第五十七条の六第四項において読み替えて準用する法第十二条の

前条	
前条各号	
次条第一項において準用する前条各号	七第九項

別記様式第1 (第2条の10関係) (平29原子規17・追加、令元原子規2・令元原子規3・令2  
原子規12・一部改正)

合併(分割)認可申請書

年 月 日

原子力規制委員会 殿

名 称  
代表者の氏名(注1)  
名 称  
代表者の氏名(注1)

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第55条の3第1項の規定により、次のとおり法人の合併(分割)の認可を受けたいので申請します。

合併(注1)する又は法人分人	名 称		
	代 表 者 の 氏 名		
	住 所		
合併(注1)する又は法人分人	名 称		
	代 表 者 の 氏 名		
	住 所		
地事業 <sup>3</sup> の承継に係る工場又は事業所(注)	工場又は事業所	名 称	承 継 前
			承 継 後
	所 在 地	郵便番号( )	
		都道 府県 電話番号( )	
	使 用 の 場 所		
合併又は分割後継続する法人若しくは質体として承継する法人	名 称		
	代 表 者 の 氏 名		
	住 所	郵便番号( )	
都道 府県 電話番号( )			

合併又は分割の方法及び条件(注4)	
合併又は分割の理由	
合併又は分割の時期	年 月 日
使用施設等の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する事	

- 注 1 新設分割の場合は、新設分割を行おうとする者のみ記載すること。
- 2 「地位の承継に係る工場又は事業所及び使用の場所」 地位の承継に係る工場又は事業所及び使用の場所を全て記載すること。
- 3 「合併又は分割の方法及び条件」 吸収合併、新設合併、吸収分割、新設分割の区分及び合併又は分割の条件を記載すること。なお、合併又は分割の条件については、合併後存続する法人若しくは合併によって設立される法人又は分割により使用施設等並びに核燃料物質及び核燃料物質によって汚染された物を一体として承継する法人において、核燃料物質が平和の目的以外に利用されるおそれがないこと及び核燃料物質の使用を適確に行うに足る技術的能力があることを確認できるよう、核燃料物質の使用の目的及び方法並びに使用済燃料の処分の方法に変更がないこと並びに核燃料物質の使用に必要な技術的能力について記載すること。
- 備考1 本様式は、日本産業規格 A 4 版とすること。
- 2 この申請書の提出部数は正本 1 通とすること。
- 3 この申請書には、核燃料物質の使用等に関する規則第 2 条の 10 第 1 項に規定する書類を、それらの書類の一覧とともに添えること。
- 4 様式中に記載しきれないときは、「別紙のとおり」と記載し、別紙を用いても構わない。